

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年5月19日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所長

伊藤 邦展



1. 業務概要

- (1) 業務名 胆沢ダム事業用地返地計画検討業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、胆沢ダム本体建設工事の一環として事業用地返地に係る土地の形状等について検討を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・材料採取地跡地復旧詳細設計
 - ・原石山関連跡地復旧詳細設計
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年 1月20日
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は、技術提案書の作成期間短縮を行うために参加表明書と技術提案書の作成を同時に求める簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）期間短縮型の試行業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①単体企業

- ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度土木建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イ）の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ)参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

オ)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務等の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(3) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

①同種又は類似業務等の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、下記[1]から[2]のいずれかの実績を有すること。ただし、[1]及び[2]は国、都道府県、政令市等の公共事業実施機関の実施する業務で平成13年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とする。

[1]同種業務：ダムに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計

[2]類似業務：河川・砂防のいずれかに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計

②実績として挙げた個々の業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③平成17年度から21年度末までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く。）の「同種及び類似業務」の平均業務成績（TECRIS）が60点以上であること。

ただし、国土交通省発注業務の登録実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局

建設振興課)又は国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年6月2日(木)を予定する。

①予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、かつイ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士(総合技術監理部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士(建設部門)で平成12年度以前の試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3]技術士(建設部門)で平成13年度以降の試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4]RCCM(河川、砂防及び海岸、海洋部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記の[1]から[2]のいずれかの実績を有する者。

[1]国、都道府県、政令市等の公共事業実施機関の実施する業務で平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、下記に記載する「同種又は類似業務」(元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)において1件以上の実績を有する者。

- ・ 同種業務：ダムに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計

- ・ 類似業務：河川・砂防のいずれかに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計

[2]ダムに関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

ウ)平成23年5月19日の現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

ただし、5月19日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係

る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（23年5月19日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務。）を有する者（照査技術者として従事した業務は除く。）
 - ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去3年間の国土交通省発注（港湾空港関係を除く。）の同種業務における業務成績平均点（TECRIS）が73点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- エ) 平成17年度から平成21年度に完了した業務について、担当した国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く。また、照査技術者として従事した業務は除く。）及び平成17年度から平成21年度の国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く。また、照査技術者として従事した業務は除く。）の同種及び類似業務の平均業務成績（TECRIS）が60点以上であること。

ただし、国土交通省発注業務の登録がない場合は、この限りではない。

② 予定照査技術者

予定照査技術者については下記のア)、リ) に示す条件を満たす者であり、かつイ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士（建設部門）で平成12年度以前の試験に合格し、技術士法に

よる登録を行っている者。

[3]技術士（建設部門）で平成13年度以降の試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者。

[4]RCCM（河川、砂防及び海岸、海洋部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

4) 下記の[1]から[2]のいずれかの実績を有する者。

[1] 国、都道府県、政令市等の公共事業実施機関の実施する業務で平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において1件以上の実績を有する者。

- ・ 同種業務：ダムに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計
- ・ 類似業務：河川・砂防のいずれかに関する周辺環境整備基本設計若しくは実施設計

[2]ダムに関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

5) 平成17年度から平成21年度に完了した業務について、担当した国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く。また、照査技術者として従事した業務は除く。）及び平成17年度～平成21年度の国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く。また、照査技術者として従事した業務は除く）の同種及び類似業務の平均業務成績（TECRIS）が60点以上であること。ただし、国土交通省発注業務の登録がない場合は、この限りではない。

(4) 入札説明書等の入手に関する要件

参加表明書を提出しようとする者は、参加表明書提出前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

また、指名通知を受けて入札に参加する者は、入札書の提出前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（入札書提出時に掲載されている資料。ただし、参加表明書提出時点でダウンロードしている資料は除く）について、入札に参加する者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロード

していなければならない。なお、発注者の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針等

③技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

(小数点第2位以下切り捨て)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (③の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒023-0403 岩手県奥州市胆沢区若柳字下松原77

国土交通省 東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所 総務課 契約係

電話 0197-46-4712 内線(224)

FAX 0197-46-4361

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成23年5月19日(木)から平成23年6月16日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。毎日、午前9時から午後5時まで。)

②交付方法：電子入札システムにより交付する。電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」からダウンロードすること。ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、発注者の指示する方法(CD-R等による貸与等)で交付するので、上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

なお、他者が所得した説明書を譲り受け、参加表明書又は技術提案書を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第5条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)①イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

①提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成23年5月26日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年5月26日は午後4時)まで。持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)による場合は、平成23年5月26日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年5月26日は午後4時。)まで。

②提出場所：持参又は郵送する場合は、上記(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便に限

る。提出期限まで必着。)によるものとし、これ以外での提出(電子媒体による提出又は電送(ファクシミリ)による提出等)は無効とする。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成23年6月7日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(平成23年6月7日は午後4時。)まで。

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)による場合は、平成23年6月7日(火)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年6月7日は午後4時)まで。

②提出場所：持参又は郵送する場合は、上記(1)に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)によるものとし、これ以外での提出(電子媒体による提出又は、電送(ファクシミリ)による提出等)は無効とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①電子入札システムによる入札は、平成23年6月14日(火)から平成23年6月16日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年6月16日は午後4時)まで。

②紙による持参の場合は、平成23年6月14日(火)から平成23年6月16日(木)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時(ただし、平成23年6月16日は午後4時)まで。提出場所は、上記(1)に同じ。

③開札は、平成23年6月17日(金)午前11時に胆沢ダム工事事務所入札室にて行う。

④入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

⑤入札に参加する者は、入札前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の「登録文書一覧」掲載の全ての資料(入札時に掲載されている資料。ただし、参加表明書提出時点でダウンロードしている資料は除く)について、入札に参加する者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法(CD-R等による貸与等)での交付を受けている場合はこの限りではない。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書又は、技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者は、上記 3.に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 契約書に定める事項に違反の行為が認められた場合には、厳正に措置することとする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(9) 案件は資料の提出、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(10) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。